

平成 25 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】

監査対象事件:

- ① 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について
- ② 内部統制の整備状況の有効性について

盛岡市 包括外部監査人
公認会計士 佐藤 公哉

目次

第1.包括外部監査の概要	1
1.外部監査契約に基づく監査の種類.....	1
2.選定した特定の事件	1
3.特定の事件を選定した理由	1
4.監査対象期間	1
5.監査の方法.....	2
(1) 監査の目的.....	2
(2) 監査手続.....	2
6.監査の実施期間.....	2
7.監査の実施概要.....	3
8.包括外部監査人、及び補助者.....	3
9.利害関係	3
第2. 監査の結果及び結論.....	4
1. 監査の総括	4
2. 保育園	5
(1) 保育需要の把握について (意見 1-1)	5
(2) 保育料収納率の向上について (意見 1-2)	5
(3) 滞納保育料に係る差押えについて (指摘事項 1-1)	6
(4) 預かり現金の取扱いについて (指摘事項 1-2)	6
(5) 備品の管理について (指摘事項 1-3)	6
(6) 公印使用に係る原簿承認について (指摘事項 1-4)	7
(7) 土地の無償貸付について (意見 1-3)	7
(8) 保育所別の収支管理について (指摘事項 1-5)	8
(9) 私立保育所の収支等の把握について (意見 1-4)	8
(10) 時間外・休日勤務の集計について (指摘事項 1-6)	9
3.幼稚園.....	10
(1) 備品の管理について (指摘事項 2-1)	10
(2) 教育課程等の報告様式について (指摘事項 2-2)	10

(3) 幼稚園設置基準について (指摘事項 2-3)	11
(4) 幼稚園要覧等の報告・開示内容の統一性について (指摘事項 2-4)	11
(5) 学校徴収金事務について (指摘事項 2-5)	12
(6) 学校評価に係る報告様式の統一性について (指摘事項 2-6)	12
(7) 保育料、及び入園料の見直しについて (意見 2-1)	12
(8) 幼稚園の運営方針及び計画について (意見 2-2)	13
4.内部統制	14
(1) 工事の情報管理に関する事項について (指摘事項 3-1)	14
(2) ジョブローテーションについて (意見 3-1)	15
(3) 外部への業務委託や外部によるチェックについて (意見 3-2)	15
(4) 取締役会及び倫理観、並びに経営者の意向及び姿勢 (意見 3-3)	15
(5) 人的資源について (意見 3-1 再掲)	16
(6) プロセス毎の業務フロー図について (指摘事項 3-2)	16
(7) プロセスの分類について (指摘事項 3-3)	16
(8) リスクの抽出について (指摘事項 3-4)	16
(9) R1-2 予算と予定価格が乖離するリスク (意見 3-4)	16
(10) R1-7 工事リストの管理が不十分となるリスク (指摘事項 3-5)	17
(11) R2-1 予定されている工事契約が開始されないリスク (指摘事項 3-6)	17
(12) R4-2 最低制限価格の設定を誤るリスク (意見 3-5)	17
(13) R5-1 入札にかけるべき契約が随意契約となるリスク (指摘事項 3-7)	18
(14) R5-2 予定価格・最低制限価格が漏洩し、入札に不公正がきたされるリスク (意見 3-6)	18
(15) R5-10 技術的能力に劣る業者が入札に参加するリスク (意見 3-7)	18
(16) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク (指摘事項 3-8)	19
(17) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク (指摘事項 3-9)	20
(18) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク (意見 3-8)	20
(19) R5-15 総合評価の計算ミスが生じるリスク (意見 3-9)	20
(20) R5-16 随意契約において、業者の選定に恣意性が介入するリスク (意見 3-10)	21
(21) R5-17 随意契約において、価格決定で競争性が阻害されるリスク (意見 3-11)	21
(22) R6-1 入札にかけるべき契約が課内契約となるリスク (意見 3-12)	21
(23) R6-5 分割発注により入札を免れるリスク (意見 3-13)	22
(24) R7-1 契約された工事が着工されないリスク (意見 3-14)	22

(25) R7-3 契約内容と異なる工事が着工されるリスク (意見 3-15)	23
(26) R10-1 正規の変更プロセスによるべき変更契約が課内で行われるリスク (意見 3-16) ..	23
(27) R11-1 工事完了したにも関わらず検査が行われないリスク (指摘事項 3-10)	23
(28) R12-1 完了した工事契約の支払がなされないリスク (指摘事項 3-11)	24
(29) R12-5 正しくない先への支払がなされるリスク (指摘事項 3-12)	24
(30) R13-1 工事契約が工事台帳に計上されないリスク (指摘事項 3-13)	24
(31) R13-2 工事台帳への計上が誤るリスク (指摘事項 3-14)	25
(32) R13-3 架空の工事が工事台帳に計上されるリスク (指摘事項 3-15)	25

第 1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査契約に基づく監査の種類

「地方自治法第 252 条の 37 第 1 項」、及び「盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条」の規定による包括外部監査。

2. 選定した特定の事件

- ① 保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について
- ② 内部統制の整備状況の有効性について

3. 特定の事件を選定した理由

- ① 現在、少子化による乳幼児の減少が傾向として定着する一方で、共働き世帯等の増加による幼稚園・保育園に対する需要増が見込まれるなど事業環境の変化に伴い、長時間保育など乳幼児の保育・教育に対するニーズに変容が現れている。市には、外部環境の変化に対応しつつ利用者の意向を汲んだ管理運営に向け、明確な方針及び計画に基づいた一層の取組みが期待されている。よって、「保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について」の合規性の確認のほか経済性、効率性、及び有効性の視点からの検討は有益であると判断し、特定の事件として選定した。
- ② 市では、平成24年1月27日に市工事発注に関わる詐欺事件により職員が逮捕、また、2月21日には収賄事件により再逮捕される事態が発生しており、行政の公正性に対する市民の信頼を回復するため綱紀肅正が求められ、現在、再発防止の一環として工事執行に係る内部統制が整備され運用段階に入っている。よって、現時点において「内部統制の整備状況の有効性について」検討することは時宜に適うものであり有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象期間

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日）

5. 監査の方法

(1) 監査の目的

- 「保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行」に関わる法令、条例、規則等に係る合规性、経済性、効率性、及び有効性について検討する。
- 「工事執行に係る内部統制の整備状況」に関わる法令、条例、規則等に係る合规性、経済性、効率性、及び有効性について検討する。

(2) 監査手続

次の諸点について分析、質問、備品等の実地確認、関連資料の閲覧等を実施する。その結果としての、指摘事項については「合规性、経済性、効率性、及び有効性の観点からは是正・改善を要する事項」、意見については「合规性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項」と定義する。

(保育園、及び幼稚園)

- 事業運営方針及び計画
- 法令等準拠
- 収支管理手続
- 現金管理手続（預り現金）
- 公印管理手続
- 備品管理手続（備品台帳管理）
- 保育料関連手続（保育料決定、保育料収納、会計、滞納管理等）
- 人件費管理手続（時間外・休日等勤務）
- 経費管理手続（発注、検収、会計、支出）

(内部統制)

- 工事請負契約手続

6. 監査の実施期間

平成25年5月17日から平成26年2月3日

7. 監査の実施概要

日程	対象機関	実施内容	作業場所	日数
5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（保健福祉部） ・ 幼稚園（教育委員会） ・ 内部統制（総務部、財政部、建設部） 	監査テーマヒアリング	市庁舎	0.5日
7月上旬 ～ 9月下旬	同上	キックオフミーティング、ヒアリング、現場視察、書類閲覧、文書作成	市庁舎、都南分庁舎、必要と認める現場施設等、監査人事務所	69.5
10月上旬 ～ 11月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文書作成	市庁舎、監査人・補助者事務所	25
12月上旬 ～ 1月下旬	同上	ヒアリング、書類閲覧、文書作成	市庁舎、監査人・補助者事務所	12
2月上旬	行政経営課	報告書提出	—	1
計				108

8. 包括外部監査人、及び補助者

包括外部監査人	補助者
公認会計士 佐藤 公哉	公認会計士 高橋 雄一郎 公認会計士 氏家 亮 公認会計士 武田 弘明

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2. 監査の結果及び結論

1. 監査の総括

平成 25 年度盛岡市包括外部監査の主な監査要点は、「第 1.5. 監査の方法」に記載した通りであり、以下の「2. 保育園」、「3. 幼稚園」、「4. 内部統制」には結論として、それぞれの指摘事項（合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から是正・改善を要する事項）、又は意見（合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項）の概要について連番を付して記載している。

指摘事項、及び意見の件数は、次の通りである。

① 指摘事項

「指摘事項」は 27（保育園 6、幼稚園 6、内部統制 15）あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から是正・改善を要する。

② 意見

「意見」は 22（保育園 4、幼稚園 2、内部統制 16）あり、合規性、経済性、効率性、及び有効性の観点から盛岡市の組織及び運営の合理化に資する事項であり、検討が望まれる。

2. 保育園

市に求められるのは、テーマ選定理由でも述べた通り、的確に利用者ニーズを汲取り、その需要に応えていくことであるが、生じている課題（待機児童の解消など）の解決に取り掛かるためには、対応方針の決定に必要な内外環境の現状認識ができているかどうかの影響を受ける。

保育所の管理運営事業の場合に換言すれば、如何に外部環境（保育需要、私立保育所など）を把握・想定しているか、内部環境（保育所別の収支管理、備品等の現物管理など）をどの程度整理し機能させているかにより適応度が異なってくると考えられる。本監査では、外部環境（保育需要、私立保育所など）への対応方法、及び内部環境（保育所別の収支管理、備品等の現物管理など）の状況に着目することとした。

保育所の管理運営事業に係る財務事務についての監査の結果としての指摘事項、及び意見は以下の通りである。

(1) 保育需要の把握について（意見 1-1）

盛岡市の「もりおか子ども育成プラン」（盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画）は、平成 22 年度から平成 26 年度までの子育てに関する計画である。このなかで、待機児童に関しては平成 26 年度までに 10 人という目標を掲げていた。しかし、盛岡市の就学前児童が増加に転じ、保育所利用率も上昇を続けるなどの環境のなか、目標は未だに達成されていない。現状は、保育に対する潜在的な需要が、逐次保育所が設置されることにより顕在化している段階であるように思われる。盛岡市が早期に待機児童ゼロを達成するためには、保育需要の全体的な規模を把握する必要があるものと考えられる。

(2) 保育料収納率の向上について（意見 1-2）

東北 6 県の県庁所在地の他市と比較すると、盛岡市は青森市に次いで 2 番目に収納率が低くなっており、両市の特徴として、現年度分の収納率が低い点が挙げられる。平成 24 年度の秋田市、山形市、仙台市、福島市の現年度収納率はいずれも 99%を超えている。盛岡市の場合であれば、調定額のうち、現年度分は全体の 9 割程度を占めるため、現年度分の収納率を上げることが、全体の収納率を押し上げることに繋がると思われる。

(3) 滞納保育料に係る差押えについて（指摘事項 1-1）

平成 24 年度に関していえば、800 件を超える催告を行い、児童手当からの特別徴収（現年度分保育料が対象）という手段もとりつつ、なお 7 百万円を超える金額が不納欠損となっている。催告に相当の工数・費用をかけることにより、必ずしも経済的に余裕のない滞納者からも収納できている部分があると考えられる一方で、不納欠損にまで至っている滞納者の中には悪質な者も含まれていると思われる。

「保育料滞納整理事務取扱基準」により、差押えに至る条件もルール化されているところでもあり、また公平性の観点からも、差押えすべきものはするという対応が必要である。

(4) 預かり現金の取扱いについて（指摘事項 1-2）

保育所における預かり現金の取扱いについて、明確なルールが定められていない。便宜的に預かった現金であっても、保育所として預かった以上は、適切な管理を行う必要がある。特に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金については、実質的に盛岡市の現金を取扱っているのと同様であり、適切な管理の必要性は高いものと考えられる。

この点、盛岡市の学校については、「盛岡市学校徴収金事務取扱要領」が定められ、現金や入出金根拠書類の取扱いについて規定しているところである。公立保育所においてもまず、現金の取り扱いについて、現金を預かる行為の必要性から見直しを行うとともに、必要と認められた現金の預かりに関しては取扱要領を定めルールに基づいた管理が必要である。

(5) 備品の管理について（指摘事項 1-3）

現物と備品台帳の照合の結果、以下のような類型の不一致が散見された。備品は、実在性、網羅性、正確性などに留意し、備品台帳により適切に管理する必要がある。

類型	個別番号	保育所	品名	規格	取得年月日	金額(円)	備考
A	不明	永井 他複数園	教養及び体育器具類	雲梯やジャングルジムなど	不明	不明	リスト上に記載無し
B	不明	永井	ちゅう具類	ガス台	不明	不明	リスト上に記載無し
C	00568	みたけ	ちゅう具類	給湯器パロマ PH-10CFH	平成 5 年 8 月 26 日	77,250	リストに記載あるが、現物無し

類型	個別番号	保育所	品名	規格	取得年月日	金額(円)	備考
D	02375	あべたて	ちゅう具類	冷凍冷蔵庫	平成9年3月7日	391,400	No. 2375 と No. 2985 の 2 枚の備品整理票が貼付されていた
E	00344	乙部	写真光学機器類	幻灯器	昭和53年3月30日	31,500	古い備品整理票(銀色、No. 1020)と新しい備品整理票(白色)の両方が混在

(6) 公印使用に係る原議承認について(指摘事項 1-4)

公立保育所において、卒園証書に公印を使用する際の手続についてヒアリングしたところ、卒園証書への押印に関する記録が存在しない保育所があった。後日、上記の卒園証書以外の書類についても原議の承認がなされているか否かにつき、児童福祉課の担当者を通じて各保育所に確認を依頼した。その結果、各保育所の園長によれば、公立保育所での公印使用に関しての手続は明確に意識されておらず、原議自体が存在しないことがあるとのことであった。

公印である「〇〇保育園長之印」の使用に際しては、盛岡市公印規則、盛岡市公印取扱規程に従い、原議の承認を得る手続を行うべきである。

(7) 土地の無償貸付について(意見 1-3)

盛岡市の保育所民営化の条件のうち、土地の貸付が無償とされている経緯について、質問を行ったところ、以下のような回答であった。

- 移管先法人の民営化後の負担を軽減すること・・・A
(継続的な質の高い保育を確保するとともに、乳児枠の拡大や休日保育などの促進のため、できるだけ参入しやすい環境を整える。)
- 他の保育所などへも既に無償貸付(注)を行っていたこと(公平性)・・・B
(盛岡市の既存の保育所に対する土地の貸付のすべて - 平成25年4月1日現在で13園 - が無償である。)

上記回答のうち、Aは、主に土地を有償譲渡する場合には問題になるが、有償での賃貸の場合は賃料水準の設定次第ではないかと考えられる。また、Bについては、前例であり積極的な理由ではないが、上記の募集要項にある通り、施設整備に係る市の

単独補助や、引継ぎ保育の費用負担等、既存保育所とは異なる手当を行っているため、土地の無償貸付という条件まで揃える必要性は大きくないものと思われる。

盛岡市が保育所民営化を推進するのは、厳しい財政状況を克服しつつ、少子高齢化への対応など市政に託された様々な課題に対応するためであり、可能な限り市の資産を有効に使うことが必要とされる。例えば、民営化に当たっての土地の貸付は、無償貸付でなく有償での賃貸を原則とし、移管先法人の応募がなかった場合に無償の貸付をするという手順をとるなどの方策を検討する必要があるのではないかと考える。

(8) 保育所別の収支管理について（指摘事項 1-5）

盛岡市の公立保育所においては、保育所毎の収支予算書の作成や収支計算が行われておらず、保育所毎の収支管理が行われていない。予算及び決算は、「保育所費」として公立保育所全体としては把握されているが、保育所毎には把握されていない。

保育所別の人件費や経費の決算額について、各公立保育所間で比較することにより、非効率な支出や、異常な支出に関する情報が得られ、保育所の管理において有用である。支出を公立保育所全体で把握する場合には、各公立保育所の支出の大小が相殺され、有用な情報が得られない可能性がある。また、各公立保育所の収支計算結果を、私立保育所の収支計算と比較することにより、公立、私立の双方について、非効率又は異常な支出などの保育所の管理に有用な情報が得られるものと思われる。

異常な支出の把握、効率性の確保などの収支管理の観点から、支出項目を金額的又は性質的に重要な項目とそれ以外の項目に分類した上で、重要な支出項目に関しては保育所別に金額を把握し、保育所別の収支計算を行うべきである。

(9) 私立保育所の収支等の把握について（意見 1-4）

保育に関する政策としては、平成 27 年度にスタートする「子ども・子育て支援新制度」や、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対しできる限りの支援策を講じる「待機児童解消加速化プラン」などがあり、保育を取り巻く環境の変化が大きい。既存の私立保育所においても、少子高齢化の進展や「子ども・子育て支援新制度」の本格実施によってはその経営に大きな影響を受ける可能性もあるものと思われる。

この点、私立保育所を含む盛岡市全体の保育に関する事業の計画立案、執行を行う児童福祉課において、私立保育所の収支、事業活動、財政状態等の経営状態につき把握しておくことは、その業務遂行に有用であると考えられる。

また、「収支管理について」において述べたように、各公立保育所の収支計算結果を、私立保育所の収支計算と比較することにより、公立、私立の双方について、非効率又は異常な支出などの保育所の管理に有用な情報が得られるものと思われる。

(10) 時間外・休日勤務の集計について（指摘事項 1-6）

東見前保育園における平成 24 年 10 月の「時間外・休日勤務命令表」と「勤務実績」で、残業時間の記載内容に不一致があった。現在使われている「時間外・休日勤務命令表」と「勤務実績」は、時間外・休日勤務時間の集計・報告誤りを防ぐため平成 24 年度中に改訂されたものであり、これらの運用により、集計・報告誤りは減少しているとのことである。

これらの書類は、誤りを発見するために作成者以外に 2 名以上がチェック、承認を行うことになっている。この内部統制により単純ミスは高い確率で防げるものと考えられるので、運用を徹底すべきである。

3. 幼稚園

盛岡市では、保育所の待機児童問題が発生している一方で、市立幼稚園においては、定員割れ問題が存在している。この問題は少子化の状況を受けて生じている事象と考えられるが、幼稚園の管理運営事業に当たって市に求められているのは、保育所と同様に的確に利用者ニーズを汲取り、その需要に応えていくことである。本監査では、定員割れを起こしている幼稚園の状況を踏まえ、どのような事項を念頭に置き運営されるのが望ましいかについて、また、その事業の有効性について着目することとした。

幼稚園の管理運営事業に係る財務事務についての監査の結果としての指摘事項、及び意見は下表の通りである。

(1) 備品の管理について（指摘事項 2-1）

監査手続を実施した結果、次のような不一致内容が散見された。備品は、実在性、網羅性、正確性などに留意し、備品台帳により適切に管理する必要がある。

類型	幼稚園	品名及び規格	金額	取得年月日	状況
A	米内	デジタルピアノ	不明	不明	現物があり、備品台帳への記載なし
B	太田	ファクシミリ	17,800円	H19.4.26	管理シールを貼付しているが、備品台帳への記載なし
C	つなぎ	その他箱類 耐火書庫	99,000円	S60.10.01	耐火書庫ではなく、耐火金庫であった
D	つなぎ	音響機器類 アンプ一式 ポータブルアンプ CD	187,425円	H11.11.30	旧備品システムの整理票の貼付はあるが、新システムのシールを貼っていないため突合できなかった

(2) 教育課程等の報告様式について（指摘事項 2-2）

教育委員会への報告内容は、4園で異なっておりそれぞれが独自性を持ったものとなっている。これは、各園で創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成していることの反映であり、問題ない。しかし、教育委員会で特段、報告すべき項目や報告様式を定めていないため4園で異なった報告様式や項目で報告している。

これは、実際に教育委員会が求めている情報がどこまでなのかが不明であるため、現場では園長の判断で不足のないように資料を作成しており、各園の記載項目に違いが見られるものと思われる。また、当該届け出に不要な項目を記載していることも考えられ、作業の効率性が損なわれている可能性がある。更に、報告様式が定まっていないため、届出日や報告者の記載がないケースがあり、届け出書類として問題がある。

そこで、教育委員会が幼稚園の教育課程及び運営計画に関して必要な項目を定めた報告様式を作成することが必要である。

(3) 幼稚園設置基準について（指摘事項 2-3）

太田幼稚園では設置基準を満たしていない状況となっている。設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準であるから、早急に改善を図る必要がある。幼稚園設置基準第8条第3項において、園地、園舎及び運動場の面積は別に定めるとされ、以下に当該別表を示す。

別表第1（園舎の面積）

学級数	1学級	2学級以上
面積（㎡）	180	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

太田幼稚園 3学級

	設置基準	保有面積	適否
園舎（㎡）	$320 + 100 \times (3 - 2) = 420$	376	×

（上記は盛岡市教育委員会総務課施設係より提供）

(4) 幼稚園要覧等の報告・開示内容の統一性について（指摘事項 2-4）

盛岡市教育委員会では、学校基本調査以外は特に基準日を設けていないため、報告・開示媒体毎にその園児数や学級数の記載方法が異なっている。また、その基準日を明示していないものが多い。そのため、閲覧する側はいつの時点の状況なのか窺い知れず、また年度毎に基準日を変更していると比較可能性が損なわれることとなる。

運営計画や実施報告はその目的が異なることから基準日が異なっていることにつき違和感はないが、年度中変動することが予想されるものであることから基準日を記載するようにすべきである。

幼稚園要覧の作成、発行は各園の判断で行っており、教育委員会では幼稚園要覧の提出を求めているのみである。そのため、盛岡市で発信している同じ性質の情報が異

なる数値になっており、情報の信頼性に疑念を抱く可能性がある。そこで、盛岡市の外部に開示・発行する資料に関して用いる数値は統一的な基準を定めて同じ数値とすることが望ましい。また、学級編成の記載方法について、設置基準との関係も考慮して誤解のないように記載すべきである。

(5) 学校徴収金事務について（指摘事項 2-5）

学校徴収金事務取扱要領を定めているが、その運用方法の周知がなされていないため、幼稚園毎に当該要領に対する遵守状況が異なっていた。学校徴収金事務取扱要領は、盛岡市の収入及び支出として扱っていないとしても、保護者から預かっている資金であり、その管理責任が生じるものであり、また、現金のように流動性が高いものはその管理が重要であることから設けられている。そうであるならば、要領を定めただけでは不十分であり、その運用が適切に行われていることを確認する必要がある。また、現場作業の効率化を図ることから、手続に係る様式を定めることが望まれる。

(6) 学校評価に係る報告様式の統一性について（指摘事項 2-6）

盛岡市立幼稚園管理運営規則第 11 条の 2 において、「園長は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。」と記載しているのみであり、その運用は現場の園長に任されている。そのため、各幼稚園からの報告様式は園長の裁量により毎年度異なっており、また、その内容も毎年度異なっている。

実際の各幼稚園による学校評価手法は、主にアンケートであり、それにより自己評価を実施している。しかし、自己評価に対する保護者や地域住民等による評価は実施していない。つまり、学校教育法施行規則第 67 条に定められる「学校関係教育者評価」が実施されていない状況となっている。

幼稚園の設置者である盛岡市が、アンケートによる評価を通じて、保護者の幼稚園教育に関する理解や意見、要望を把握し、学校運営の改善を図るためには、他の幼稚園との比較を行うことも必要であり、共通のアンケート項目を設けることが望まれる。また、様式を統一することが業務の効率を図る上で重要と考える。

(7) 保育料、及び入園料の見直しについて（意見 2-1）

盛岡市立幼稚園の開設理由は、市の周辺部にあり、地理的立地条件が恵まれない幼児に幼児教育を受けさせたいという行政的配慮により設置されたものであること、受益者負担の適正化、私立幼稚園保護者負担額との格差是正の観点から定期的な見直し

が必要なものと思われる。見直しに関しては、現状をよく分析し、統廃合を含めて検討する必要がある。

現在の入園料及び保育料は、市立幼稚園は地理的立地条件が恵まれない幼児に幼児教育を受けさせたいという行政的配慮により設置されたものであることを考慮しながら、地方財政計画を参照にしつつ、県内及び東北県庁所在地の動向を検討し決定していた。但し、前回の改定は平成13年度に行っており、10年以上見直しが行われていない。尚、入園料については平成13年度から激変緩和措置として平成15年度までの経過措置としていた。

年度	保育料	入園料
平成12年度	5,600円	1,600円
平成13年度	5,900円	2,000円
平成14年度	5,900円	2,900円
平成15年度	5,900円	3,800円

(8) 幼稚園の運営方針及び計画について（意見 2-2）

盛岡市立幼稚園は、地理的立地条件が恵まれない幼児に幼児教育を受けさせたいという行政的配慮により設置されたものであるが、園児数の減少により集団の生活を通して学ぶことが少なくなっているように思える。

また、設置基準を満たすように学級数に従った人員を確保する必要があるため、園児数が少なくても一定の教員を確保しなくてはならない。そのため、盛岡市の教員1人当たりの園児数が少ない状況となり、結果として園の運営効率が損なわれている。

これらの状況から単純に園を廃止することも考えられる。しかし、盛岡市立幼稚園の受益者は人件費以外の必要経費を負担し、市民は幼稚園に係る人件費を負担していることから、幼稚園を単純に廃止しても、人件費は残ることになり市の財政負担に変化はない。この点につき、盛岡市では、園長に非常勤を採用している等非常勤の採用が多いため、廃止により人件費の負担を減少させることも比較的容易である。盛岡市では幼少連携を重視する観点から、幼稚園も直営で運営していきたいと考えているようであるが、園児数の減少により発達段階に応じた幼児教育が保障されにくい状況も生じていることから、今後は園の廃止も視野に入れて幼稚園の適正配置に向けた検討を行い、地域・保護者との話し合いを進めて行くべきである。

4.内部統制

盛岡市では職員逮捕事件を受けて、行政への信頼を回復するため、不正の発生した工事執行に係る業務について内部統制が構築され、運用開始されている。内部統制の有効性に関しては、そのデザイン（整備状況）とエラー（運用状況）の両面が関係しており、リスクに対応した内部統制を整備し、厳格に運用することが条件となる。

本監査では、内部統制の導入初期ということを考慮し、デザインである工事執行に係る内部統制の整備状況について、その是正・改善すべき事項に着目することとした。

内部統制の整備状況の有効性についての監査の結果としての指摘事項、及び意見は以下の通りである。尚、「P」はプロセス、「R」はリスクを意味し、次のように使用している。

例) プロセス1・・・P1	プロセス1のリスク1・・・R1-1
プロセス2・・・P2	プロセス1のリスク2・・・R1-2
プロセス3・・・P3	プロセス2のリスク1・・・R2-1

(1) 工事の情報管理に関する事項について（指摘事項 3-1）

工事等に係る契約等の情報管理が各課によって異なっており、統一的な情報管理がなされていないとの指摘であるが、元市職員による詐欺事件が起きた原因の一つに工事の情報管理に問題があったため、正規の手続を経ない工事があったことからこのような指摘となったと考えられる。

「工事等に係る事務改善計画の運用について」には、「工事台帳」及び「工事契約発注変更一覧」により情報の統一を図るとされ、実際にこれらは作成されている。しかし、内部統制の目的から鑑み、組織目的の有効な達成及び効率的な達成のために、情報を更に活用する必要があるのではないかと判断される。本監査による内部統制の評価において、工事の進捗管理は次のリスクに関連しており、その統制手続は非常に重要なものと判断される。

- 工事の個別管理が甘い（R1-4）
- 工事リストの管理が不十分（R1-7）・・・指摘事項 3-5
- 予定されている工事契約が開始されない（R2-1）・・・指摘事項 3-6
- 契約された工事が着工されない（R7-1）
- 工事完了したにも関わらず検査が行われない（R11-1）
- 工事契約が台帳に計上されないリスク（R13-1）
- 完了した工事契約の支払がなされない（R12-1）

「あること」を証明するのは容易であるが、「ないこと」を証明するのは困難である

といわれる。内部統制では、網羅性の確保という論点である。あるべきものがないということを適時に発見するためには、リストの作成が最も効果的であると考えられる。「工事等に係る事務改善計画」における情報処理に係る指摘が何故されたのかという趣旨を重大に受け止め、改善を行っていく必要がある。

(2) ジョブローテーションについて (意見 3-1)

元市職員による詐欺・収賄事件の原因の一つとして、職員が同一の職に長い間携わったことによって、課内での馴れ合いや業者との癒着が生じることになってしまったという点が挙げられており、職員の職場の異動は不正を防止するという内部統制上の効果も認められることから、一定期間でのジョブローテーションは必要である。一方で、頻繁なジョブローテーションは、職員の技術力の低下という影響をもたらす要因になることから、人を活かす人事システムに基づく制度の効果的な運用などにより、職員の技術力を低下させない取組が必要と考えられる。

(3) 外部への業務委託や外部によるチェックについて (意見 3-2)

同一職員による業務の長期化による馴れ合いや癒着などに対して、業務の外部化は有効な手段であると考えられる。しかし、内部統制の仕組みを構築するに当たっては、コストの問題が伴う。すなわち、内部統制の限界で述べた通り、「内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量が求められる」のであり、コストをどれだけかけてもよいというわけではなく、パフォーマンスに見合うだけのコストであるか否かの判断は常に慎重に行う必要がある。

(4) 取締役会及び倫理観、並びに経営者の意向及び姿勢 (意見 3-3)

盛岡市入札等監視委員会の設置根拠となる「盛岡市入札等監視委員会設置要綱」についてホームページにおける公表がないが、その要否について検討することが望ましい。

地方自治体であり、会社組織ではないため、取締役会や監査役といった機関は存在しない。盛岡市においてモニタリング機能を有する組織には、「市議会」、「盛岡市入札等監視委員会」、「盛岡市公正職務審査会」、「盛岡市公正職務委員会」などがある。

特に、「盛岡市入札等監視委員会」は、外部の第三者の専門家によって、契約に関する全件についての落札率等の報告や、個別に抽出した工事契約に関して意見するという機能を持っている。本監査のテーマである工事執行に係る内部統制におけるモニタリング機能として大きな役割を果たしている。

(5) 人的資源について（意見 3-1 再掲）

「(2) ジョブローテーションについて」と、同様である。

(6) プロセス毎の業務フロー図について（指摘事項 3-2）

盛岡市においても業務フロー図を作成しているが、実際に業務フロー図を業務に適用するに当たっては、プロセス毎に、かつ、より詳細なものが有用であり整備が必要と考える。また、業務フローについては継続的に見直しを行うことが必要である。

(7) プロセスの分類について（指摘事項 3-3）

工事執行についての一連の業務を、各プロセスから構築される一つのサイクルと捉え、業務段階に応じて各プロセスに分類することによって、概観性・体系性のある内部統制を整備・構築することが必要と考える。また、プロセス分類については、継続的に見直しを行うことが必要である。

(8) リスクの抽出について（指摘事項 3-4）

各プロセスにおいて想定されるリスクを検討し抽出することによって、体系的にリスクを識別し、その対応策である内部統制を整備・構築していく必要がある。また、想定されるリスクについては、継続的に見直しを行うことが必要である。

(9) R1-2 予算と予定価格が乖離するリスク（意見 3-4）

元市職員による詐欺事件では、工事の当初の予算と、契約価格の間に相当の余裕があったことから、変更契約により、本来新たに適正な手順で開始されるべきであった工事が施工され、数量及び単価の水増しなどがなされることとなった。予算は、積算と異なり緻密な計算によって算定されるわけではないが、予算と実行価格の乖離をなくしていく方法の検討が問題となる。

元職員の詐欺事件は、工事に係る当初の予算設定と予定価格（落札価格）との間の乖離が大きかったことが1つのきっかけとなったことが挙げられる。

当初予算の作成に当たっては、精密な設計や積算がなされるわけではないので、予算と予定価格の乖離が大きくなってしまふことを事前に防止するという事は困難であるといえる。しかしながら、予算と予定価格の乖離を事後的に分析するといった、抑止効果がある統制手続を取ることはでき得ると考えられ検討が必要である。

(10) R1-7 工事リストの管理が不十分となるリスク（指摘事項 3-5）

「工事等に係る事務改善計画の運用について」では、「工事等に係る情報管理は、工事台帳及び工事契約発注変更一覧により管理する」とされ、これら管理の書類は確認することができた。しかし、「工事発注の平準化を図る」とされていることから、効率的な工事の計画という目的を果たすためのリストの作成を意図しているものと思われる。つまり、契約金額といった側面だけでなく、時系列の情報も取り入れて一覧として管理できるという情報の整理が必要になると考えられ、それに値する資料の存在は確認できなかった。すなわち、「工事台帳」及び「工事契約発注変更一覧」に加えて、時系列的な管理を一覧できる資料が効率的な工事計画にとって有用性が高いと考えられる。

また、業務の滞留を防止するためには、リストを「見える」状態にしておくことが肝要である。一つの契約の開始から終了にかけて様々な課や担当者が関わり、また、請負者からの提出書類などの関わりも重要であることから、業務がスムーズに流れるための管理の重要性は高いものと考えられる。

これらから、工事の時系列的な情報を網羅し、適時に「見える」リストの作成及び管理が非常に重要であるが、これが備わっていないものと判断される。

業務の遺漏を防ぐためには、リストの適時な管理及び進捗の「見える化」が欠かせない要素となっている。そのために有効な統制手続は、システムによる自動化、IT活用による適時化になってくると考えられる。

(11) R2-1 予定されている工事契約が開始されないリスク（指摘事項 3-6）

予算化された工事であっても、用地の買収などが進まない場合に予定された工事が開始されないリスクはある。工事のリストによる管理が必要であると考えられる。

(12) R4-2 最低制限価格の設定を誤るリスク（意見 3-5）

最低制限価格は、契約検査課で計算される。盛岡市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領に則り、計算され、入札業者数の影響により算定金額が変動する、相対的最低制限価格制度を採用している。最低制限価格の計算結果は、「最低制限価格シート」に記載され、契約検査課長の確認を得る。

現在、最低制限価格の計算にエクセルが使用されている。当該エクセルは、契約検査課の課長及び課長補佐によって管理されている。しかしながら、エクセル等のいわゆるスプレッドシートの利用には正確性や網羅性に支障が生じるおそれがあることを理解し、十分な管理を行う必要がある。

(13) R5-1 入札にかけべき契約が随意契約となるリスク（指摘事項 3-7）

盛岡市において、特定業者を対象とする随意契約を締結する場合、その根拠を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によっている。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、不動産の買入又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときには随意契約が締結できる旨、規定している。

しかし、地方自治法施行令のこの規定による基準は抽象的であり、本項は当該契約がどのような要件を有する場合に該当するのか、その該当性に関する判断を誰が具体的にを行うべきか、という問題がある。一般条項であり、具体的な定めとはなっていないため、濫用され、競争を旨とする趣旨を逸脱する恐れがある。従って、それを避けるための手続は必要である。

盛岡市では地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号について「契約検査事務の手引き」の中の「随意契約のガイドライン」に記載がある。随意契約が可能かどうかという判断は入札の公平性に対する影響の大きいことを鑑み、随意契約に関する規則を独立した要綱などとして定める必要があると考えられる。

(14) R5-2 予定価格・最低制限価格が漏洩し、入札に不公正がきたされるリスク（意見 3-6）

予定価格は、開札の時まで封詰めされ保管される。また、最低制限価格は、入札の終了後、入札の件数などを考慮し決定される、いわゆる相対的最低制限価格となっている。実質的に落札か否かが決定される要因としては、予定価格より最低制限価格であるが、この最低制限価格を、常に予定価格に対して一定の割合を設定するという、いわゆる絶対的最低制限価格と比較すれば、最低制限価格が業者に察知されるという危険性は低いものと考えられる。

しかし、依然として、予定価格から最低制限価格をある程度予測するということは、相対的制限価格を取る場合であっても生じうる。予定価格等の漏洩の防止について、職員の倫理感に委ねる、担当を定期的に変えるなどといった全般的な統制による方法しかないというのが現状である。情報漏洩を防ぐために、漏洩してはならない情報の種類をランク分けするという手段も有効である。

(15) R5-10 技術的能力に劣る業者が入札に参加するリスク（意見 3-7）

入札に参加可能となる業者の登録は、業者登録システム上で行われる。登録情報は、業者の基本情報、市の工事实績、総合経営評価などであり、業者の格付けに関わる情

報であり、入札資格に直接関わるため、入札参加に係る公平性に影響する重要情報である。

入札可能業者は工事請負契約の場合、2年に一度更新になるため、マスターの情報が正しくないまま長期間放置される可能性は低いものと考えられるが、マスター情報が正しくなく変更されてしまうリスクに対応する統制手続は必要である。変更履歴は契約検査課で取れるので、事後的な変更履歴のチェックは可能とのことであるが、業務の効率性を鑑みれば、定期的に変更履歴をチェックして、正しくない変更が行われていないことを確かめることが必要であると考えられる。

(16) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク（指摘事項 3-8）

普通地方公共団体における支出の原因となる契約の落札者決定方式は、原則として最低価格落札方式であり、総合評価競争入札は最低価格落札方式の例外の一つである。

この総合評価落札方式の例外として、低入札価格調査制度との併用が認められている。これは低価入札をした者が完全な履行をしないこと等により、結果的に地方公共団体が損害を蒙るおそれがあることから、これを避けることを目的としたものであり、同様のおそれは総合評価競争入札においても考えられる。地方自治法施行令の趣旨からいって、総合評価競争入札と最低制限価格制度との併用は認められていないというのが通説であり、政府による「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」でも同様の記述がされている。

最低制限価格制度は、一定の最低制限価格を下回る入札者を落札者としめない制度であるが、総合評価競争入札は、「安くても技術的に優れた工事」か否かを評価できるという点で優れている。従って、低い入札を一律にカットしてしまう最低制限価格制度ではなく低入札価格調査制度との併用のみが認められている。

もともと、「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」では、「低入札価格調査と価格による失格基準を併用することにより、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果を達成することが可能であり、その活用を図っていくことが重要です」とされており、一定の価格を最低基準にすることそのものは否定されていない。それについては「低入札価格調査においては、一定の価格を下回る入札について、契約の内容に適合した履歴が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができる価格による失格基準を設定することが可能です」としている。

価格による失格基準の具体的な設定方法については、各地方公共団体の状況に応じてとされている。盛岡市においては、通常最低制限価格を決定する方法で、当該失格基準を決定していると捉えることが可能である。しかし、低入札価格調査のみが併

用を認められている以上、制度の建付けを見直す必要はある。

総合評価競争入札において、低入札価格調査制度を採用した場合の、失格基準の算定基準を設定する必要がある。

(17) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク（指摘事項 3-9）

総合評価競争入札では、単純に価格のみによって判断する最低制限価格制度と異なり、市にとって「最も有利なもの」を評価しなければならない。従って、その評価方法及び評価結果については、通常の入札以上に客観性の確保が要求される。

盛岡市において簡易型で評価する場合には、評価の結果について、内部的な審査機関である判定委員会、及び学識経験者に諮る必要性は原則としていないが、技術評価点として10点を割り当てられている「技術提案評価項目C」は高度に技術的な評価とすることができる。盛岡市の場合、簡易型であっても技術評価点は最高20点である一方、価格評価点は概ね10点から20点の範囲になることから、技術評価点の割合が高いとすることができる。従って、技術評価の結果に係る過程や理由などについて、客観性を確保することの重要性は特に高いものと考えられる。

評価に当たってはその過程や評価した理由などが、第三者でも理解できることが客観性の確保のために重要であると考えられるが、個別の評価について、その理由などを詳細に記載した個表等を確認できなかった。個別の提案に対し、評価基準に沿ってどのように評価したのかが、第三者でも分かるように、個表等を契約に関する書類として適切に保管すべきである。

(18) R5-14 総合評価の技術点評価に恣意性が介入するリスク（意見 3-8）

盛岡市財務規則には総合評価落札方式競争入札に関する規定がないが、総合評価落札方式競争入札は、最低価格による入札者を落札者とすべしという原則に対して例外的にとることができる方法である。そのため、これを採用する場合には財務規則のような上位の規則で宣言することの要否について検討することが望ましいと考える。

(19) R5-15 総合評価の計算ミスが生じるリスク（意見 3-9）

総合評価落札方式競争入札における、技術評価点の計算、価格評価点の計算、及び総合評価点の計算において、表計算ソフトが使用されている。表計算ソフトの使用は、その変更等に係る操作がシステムを使用する場合における操作と比して容易であり、統制手続の自動化とはいえないため、その使用の際には注意が必要である。

総合評価落札方式競争入札の技術評価点、価格評価点、総合評価点を計算する方法が、エクセルを使用する方法によっている。エクセルの使用によることによってリス

クが相当高いというわけではないが、表計算ソフトを用いることは自動化とは異なり様々なリスクが存在するため留意が必要である。リスクを回避し、業務の効率性、統制手続の有効性に資するために、システムを作成することなどの対応が考えられる。

(20) R5-16 随意契約において、業者の選定に恣意性が介入するリスク（意見 3-10）

130 万円以上の予定価格の契約において、特定業者のみに見積り提出を求める場合における随意契約の件数はそれほど多くはないが、存在する。その根拠は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号であるが、当該法令が抽象的であるため、これのみによって随意契約の是非を判断することが果たして妥当であるか問題となる。

やむを得ない理由で随意契約を取る場合であっても、事後的にその客観性を示す必要があると考えられる。随意契約で特定の業者を指名する理由について、盛岡市入札等監視委員会にかけるといった事後的なチェックを要するようになるということが、恣意性を排除するために重要である。

(21) R5-17 随意契約において、価格決定で競争性が阻害されるリスク（意見 3-11）

随意契約においては、特定の業者からだけ見積りを徴取することから価格の競争がなされないため、契約価格が高くなってしまおうというリスクがある。

この件について、平成 24 年度第 4 回盛岡市入札等監視委員会でも話題に上っている。そこではクリーンセンターの高度に専門的な設備である場合、その改修工事であっても、盛岡市の職員が適切な設計、積算をすることは能力的に困難ではないのかという指摘がされている。設計・積算を外部委託することの適当性や、外部委託すべき要件などを検討する必要があるのではないかと考えられる。

予定価格の設定や、落札の決定においては、如何に公平性、競争性を確保するかが課題であることから、事後のモニタリングにて十分な説明をできるようにするなどして、リスクを低減することが重要であると判断される。

(22) R6-1 入札にかけるべき契約が課内契約となるリスク（意見 3-12）

130 万円未満の工事請負契約に関しては、契約の全権を担当課が持っている。契約に係る課内での承認に係る統制手続は、厳格ではあるが、内部統制の限界を考えると、課内契約とすべきでない契約が課内契約とされてしまうリスクを防止するために、他の課の権限を持って事後的にでもチェックされることが必要と考えられる。

従って、担当課において承認すべき 130 万円以下の契約であっても、その契約が課内契約に付すことが適当かどうかのチェックについては、業務の有効性及び効率性の観点から、契約後速やかに担当課以外の権限を有する課でのチェックが必要である。尚、課内契約についての全件を契約検査課に報告する手続は平成 25 年から開始されている。

(23) R6-5 分割発注により入札を免れるリスク (意見 3-13)

工事請負契約の場合、予定価格が 130 万円未満の契約に関しては担当課の権限により契約を締結することができるが、もともと予定価格が 130 万円以上の契約を故意に分割することによって本来契約検査課が取り仕切り入札を行うべき契約を課内契約とするというリスクが考えられる。

分割発注の問題に関しては多くの自治体で問題にされている。盛岡市では、現在、このリスクに対する対応は、担当課によるチェックによりなされている。市職員による収賄事件をきっかけに、課内契約に係る課内でのチェック体制については見直しが行われ、十分に整備されている。しかしながら、内部統制には限界があるということを鑑みれば、そのリスクを十分に回避するために、他の責任のある課に報告をするということが業務の有効性の観点から望ましいといえる。

従って、R6-1 と同様に、課内契約であっても、その課内契約にすることが妥当であると判断したという報告を契約検査課へ上げることがより望ましいと考えられる。尚、平成 25 年度からは、課内契約に関して契約後直ちに契約検査課へ報告が義務付けられており、分割発注の観点からのチェックも行われているとのことである。

(24) R7-1 契約された工事が着工されないリスク (意見 3-14)

工事の着工は、受注者からの「工事着工届」の到着がきっかけとなる。ここで、「工事着工届」が到着しない場合への対応が問題となる。工事の着工は、受注工事からの工事着工届が届くことをきっかけに工事着工稟議が作成され、承認を得るという統制手続によって、その正確性が担保されている。

しかしながら、工事着工届が出てこない場合における、工事が着工されないという網羅性に係るリスクを担保する統制手続について、その存在が明確ではない。そのようなことは起こり得ないという担当課の感覚は理解でき得るが、首長にとって、網羅性を担保する統制手続が不明であることは、誤謬・不正の可能性を残すこととなり、これに対応する統制手続を整備することの重要性は高いといえる。そのため、工事の進捗状況を一覧で管理するシステムの導入を検討すべきである。

(25) R7-3 契約内容と異なる工事が着工されるリスク (意見 3-15)

工事の着工は、請負者からの「工事着工届」を受理し、「工事に係る工事着工届等の受理について(伺い)」によって、上長者がその妥当性について確認することでなされる。ここで、工事開始直後の監督者による現場の確認に関しては、工事着工に係るプロセスに含まれない。

通常の工事の立会や、工事の準備段階における監督者による現場視察によって、契約内容と異なる工事が着工されるというリスクを低減されると考えられるが、それらの手続が当該リスクを十分に低減し得るものであるか否か、リスク対応手続として位置付けを明確に整理することが必要と考える。

(26) R10-1 正規の変更プロセスによるべき変更契約が課内で行われるリスク (意見 3-16)

変更により契約金額が130万円を超える工事については、契約検査課が担当になる。しかし、工事担当課の権限で契約変更できるか否かに係る判断は現状、工事担当課が行っているため、その妥当性に関するチェックを契約検査課への報告によって実施すべきか否かについては、「①R6-1 入札にかけるべき契約が課内契約となるリスク」で述べた通りである。

(27) R11-1 工事完了したにも関わらず検査が行われないリスク (指摘事項 3-10)

工事検査は、工事担当課が「工事検査依頼書」を作成し、契約検査課へ回付されるのをきっかけに開始される。この際、工事が完了したにも関わらず何らかの理由で「工事検査依頼書」が届かなかった場合等に、工事検査のプロセスが開始しないという可能性があり、このリスクを回避するための統制手続が問題となる。

工事担当課による「工事完成届」の受理や「工事検査依頼書」の作成及び回付等は、工期が到来したなら速やかに実施されるべきである。従って、工期が到来しているにも関わらず「工事検査依頼書」が到達していない工事のリストを適時に作成し、常にモニタリングをすることによって、工事完成から検査に至る際の漏洩を防止できる。

内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくということが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。

(28) R12-1 完了した工事契約の支払がなされないリスク（指摘事項 3-11）

工事契約の支払いは、工事担当課において、請求書等に基づき財務会計システムに「支出命令書」を登録することをきっかけに開始される。ここで、完了した工事に関して、支払が遅延するということは約定上大きな問題であり、完了した工事契約の支払がなされないというリスクに対してどのような対応をとるかが問題となる。

現在、盛岡市では、年度末に支出負担行為と支出済額に差が生じているものについて、予算担当課の財政課から支出担当課への確認を行っているが、問題が生じてすぐに対応できることが効率性の面から重要である。工事担当課による支出命令書の作成及び登録は、工事が完了し請求書が到来したなら速やかに実施されるべきである。従って、工事を行っているにも関わらず「支払命令書」が登録されていない工事のリストを適時に作成し、常にモニタリングすることにより、工事完了から支払に至る際の漏洩を防止できる。

内部統制上、当該チェックを誰が責任を持って行うかという職務分掌を決めておくということが肝要である。また、「適時」に「見える」を実現するために、ITを利用したシステムの導入を検討すべきである。

(29) R12-5 正しくない先への支払がなされるリスク（指摘事項 3-12）

支払先の口座変更は、会計課によって行われる。その際には、請求書の情報を基に変更が行われる。口座先の登録は、基となる請求書の改ざんにより不正に利用されるケースが考えられる。また、継続的に利用される情報であるマスター情報であるため、その登録や変更には慎重な統制手続が重要となる。

従って、財務会計システムへの請求書の登録を PDF で行う場合があるが、口座の変更などのマスター情報の変更を伴うような場合は必ず請求書等の原本を会計課に提出させるなど根拠資料の改ざん防止策が、業務の有効性にとって重要であると考えられる。

(30) R13-1 工事契約が工事台帳に計上されないリスク（指摘事項 3-13）

工事台帳はすべての工事について作成されるべきであるが、網羅的な作成を担保する仕組みについては不明である。工事台帳は契約手続開始前のすべての予定される工事の一覧から始まるべきである。

工事請負契約の開始から終了までの間には、様々な手続が複雑に関わっており、しかも、複数の課をまたぐ業務であり、かつ、受注者との文書のやり取りも頻繁にされ

ることから、業務の有効性、効率性を鑑みると、工事の進捗管理は非常に重要性が高いと考えられる。

(31) R13-2 工事台帳への計上が誤るリスク（指摘事項 3-14）

工事台帳については、作成されていることが確認できたが、計上誤りを防止する手続に関しては、確認することができなかった。工事台帳の重要性を考慮して、これを正しく作成するための規則等の整備及び、運用方法を確立するべきである。

(32) R13-3 架空の工事が工事台帳に計上されるリスク（指摘事項 3-15）

架空の工事が工事台帳に計上されることを防止する手続に関しては、確認できなかった。「(31) R13-2 工事台帳への計上が誤るリスク」と、同様である。

以上